

酒類の陳列場所における表示例

表示①「酒類の売場である」旨等の表示

お酒コーナー

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

お酒コーナー！

■文字の大きさは100ポイント以上の大きさにしてください。

■100ポイントは最低基準です。売場に合わせてできるだけ大きな文字で表示しましょう。

100ポイント実物大

20歳

表示②「明確に区分」するための表示（文字の大きさの定めはありません。）

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

酒類の陳列の仕方によって表示の方法が異なりますので、7～10ページを参照し売場に合わせた表示を行ってください。

○酒類の陳列場所における表示例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/miseinen/sampuru/01.htm>

[ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の表示 / 「酒類の陳列場所における表示」のサンプル]